

広陵町自家用有償旅客運送運行委託業務に係るプロポーザルの公告

広陵町自家用有償旅客運送運行委託業務について、プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和5年2月3日

広陵町長 山村吉由



1 業務の概要

(1) 業務の名称

広陵町自家用有償旅客運送運行委託業務

(2) 業務の内容

別紙「広陵町自家用有償旅客運送運行委託業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和5年4月1日（土）から令和9年3月31日（水）まで

※契約については長期継続契約とする。

(4) 事業費上限額

令和5年度 : 16,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

令和6年度以降 : 22,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

2 委託予定者の選定

本業務の委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式（書面審査）によって行う。

合格基準点は60点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点(60点以上)に達していれば委託予定者とする。

3 事務手続及び事業スケジュール

(1) 公告日

令和5年2月3日（金）

(2) 参加表明書の提出

公告日から令和5年2月14日（火）午後5時まで

(3) 質問の受付

令和5年2月14日（火）午後5時まで

(4) 質問の回答

令和5年2月17日（金）午後5時まで

(5) 企画提案書等提出期限

令和5年2月24日（金）午後5時まで

(6) 提案内容の審査日（書面）

令和5年2月27日（月）を予定

(7) 審査結果通知

令和5年3月上旬を予定

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 広陵町の令和5年度入札参加資格を有しない者は、参加表明書提出の前に速やかに手続を行うこと。
- (3) 広陵町の入札参加資格を有する者については参加表明書提出期限の日以降において、広陵町指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 奈良県に本店、又は支店、営業所等があること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業者であり、公告日時点で3年以上、奈良県内での営業実績を有する者であること。

5 その他

詳細は、「広陵町自家用有償旅客運送運行委託業務プロポーザル募集要領」及び「広陵町自家用有償旅客運送運行委託業務仕様書」等参照